

## 賃金一部控除に関する労使協定書

社会福祉法人伸康会と職員代表 館山寿珠加は、労働基準法第24条1項に基づき、賃金控除に関し、次のとおり協定する。

第1条 会社は、法令に定められたもののほか、次の各号に定めるものを、毎月賃金（給与又は賞与）から控除するものとする。

- (1) 互助会会費
- (2) 財形制度の積立金
- (3) 給食費
- (4) その他法人と職員代表と協議し決定したもの

第2条 法人は、職員が退職または死亡した場合において、前条に掲げるもののうち、未払金があるときは退職金から控除できるものとする。

第3条 本協定の有効期間は平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日までの1年とする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、会社または社員のいずれからも異議の申し出がないときは、この協定はさらに1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

平成27年 3月27日

社会福祉法人 伸康会  
理事長 蒔苗 俊二



職員代表

館山 寿珠加

